

学校生活について

1. 基本的な心がまえについて

- (1) 気持ちの良い挨拶をかわそう。
- (2) 品位のある言葉づかいを身につけよう。
- (3) 常に相手の人格を認め、尊重する態度を身につけよう。
- (4) 自主的な判断と責任ある行動を身につけよう。
- (5) 公共物を大切にしよう。
- (6) 清潔・整頓に努め、明るく楽しい環境づくりを心掛けよう。
- (7) 意欲的に学校生活に取り組もう。

2. 頭髪について

- (1) 頭髪規定にのっとり、清潔で品位ある頭髪を心がけること。
- (2) パーマ・染髪などは禁止する。

3. 服装について

- (1) 服装規定にのっとり、質実・端正・清潔な服装を心がけること。
- (2) 品位をおとし、秩序を乱すような服装は慎むこと。

4. 通学について

- (1) つとめて始業10分前までに登校しよう。
- (2) バイクでの登下校は禁止する。
- (3) 自転車通学は許可制とする。

報」が解除されない場合は休業とする。

- (7) 交通機関が停止の場合の取り扱いについて。
- ① 大阪メトロが停止の場合は、休業とする。
 - ② 大阪メトロが運行していても、JRと私鉄の両方が停止の場合は休業とする。

5. アルバイトについて

原則として禁止する。家庭の事情等で、やむを得ずアルバイトをしなければならない生徒は、保護者・本人・担任で十分に話し合い決定する。その後、必ず生徒指導部の許可を受けること。

6. 免許取得について

原則として禁止する家庭の事情等で、やむを得ず自動車・バイク・原付の免許取得が必要な生徒は、保護者・本人・担任で十分に話し合い決定する。その後、必ず生徒指導部の許可を受けること。

7. 携帯電話の使用について

学校敷地内（始業前・放課後を含む）での使用を禁止する（正面玄関前は使用可とする）。使用した場合、その場で預かり、その日の放課後に返却する。

8. エレベーターの使用について

生徒の使用は禁止する。事情があり使用を希望する生徒は、生徒指導部の許可を受けること。

- (4) 休暇中の登校は、原則として午前9時以降とする。
- (5) 下校時刻は、以下の通りとする（下校時刻とは、校門を出る時刻とする）。

平日	考查開始前1週間	考查第1日目から 考查終了前日	長期休業日 (生徒の登校時刻は AM9時以降とする)
5時00分	4時45分	終了後、すみやかに 下校。ただし考查の ための学習が前提な らば4時45分	4時45分

注意…上記時刻以降は、機械警備となる。許可なく居残らないこと。

- (6) 暴風（台風接近）時の取り扱いについて。

暴風の恐れのある時は、テレビ・ラジオ等、報道機関による報道を受けた学校等の連絡指示に従うこと。

なお、学校等の指示が発令されていない時、あるいは明確でない時は次のようにする。

- ① 午前7時現在、気象台より大阪市に「暴風警報」「特別警報」が発令されている場合は自宅待機とする。

午前9時まで、暴風警報及び特別警報が解除された場合、10時30分までに登校すること。

- ② 午前9時を過ぎても「暴風警報」「特別警報」が発令されている場合は自宅待機とする。

9. 欠席・遅刻・早退について

いかなる場合も無断で欠席・遅刻・早退・外出してはいけない。

- (1) 欠席・遅刻の場合は、事前に保護者より、ホームルーム担任に連絡のこと。
- (2) 遅刻した生徒は、生徒指導室で手続きを行なった後、授業を受けること。
- (3) 早退する場合は、ホームルーム担任（不在時は在籍学年の先生）の許可を得て、手続き後、生徒指導部で押印してもらい下校すること。
- (4) 登校後、やむを得ず外出する場合は、ホームルーム担任（不在時は在籍学年の先生）に届け出、関係教諭の許可を受け、生徒指導室で手続きを行なった後「外出許可証」を持って外出すること。
- (5) 忌引き期間は、次の通りとする
父 母…………… 7日
祖父母・兄弟・姉妹… 3日
伯叔父母・曾祖父母… 2日

10. 諸届について

- (1) 異装しなければならない場合は、生徒指導部に『異装願』を提出し許可を受けること。
- (2) 家族での旅行や、進学に伴う公共交通機関の学割申請の際は、事前に担任、生徒指導部を経て、事務室に『旅行許可願・学割証発行

願』を提出のこと。

- (3) 掲示・放送・回覧・会合・集会を行う者は、関係教諭を経て、生徒指導部の許可を受けること。
- (4) 住居・名前・保護者等の変更は、担任を経て、生徒指導部・教務部・事務室の順に届け出ること。